

特定保健用食品の許可等の審査手続の見直しについて

令和6年2月28日 消費者庁/消費者委員会

資料 1

R6.3.21

特別用途表示の許可等に関する委員会

第425回消費者委員会本会議
資料1 一部改変

特定保健用食品の審査手続について、令和6年度から、消費者庁に既に設置されている「特別用途表示の許可等に関する委員会」を有効活用し、特定保健用食品の許可等の審査手続の合理化を図る。

具体的には、消費者委員会の新開発食品調査部会の下部機関として効果の審議を行ってきた調査会の委員を消費者庁の「特別用途表示の許可等に関する委員会」に継承させ、同委員会において他の特別用途食品と同様に許可等の妥当性の適否についての審議を行う。これに伴い、消費者委員会に設置している新開発食品調査部会及び関係調査会は令和6年3月末で廃止するが、安全性に係る食品安全委員会への諮問は継続する。なお、本内容については新たに設置される食品衛生基準審議会に報告することとする。

(参考)

●健康増進法では、販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可等（消費者庁長官が委任を受けて実施）を受けなければならないこととされており、許可に当たっては厚生労働大臣の意見を聴くこととされている。（健康増進法第43条第1項及び第5項、第63条第1項及び第2項）

●現在、消費者庁における許可等の審査に当たっては、

①乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用については、消費者庁に設置されている「特別用途表示の許可等に関する委員会」（平成29年5月31日設置）の意見を聴き、

②特定保健用食品（食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をするもの）の安全性及び効果については、内閣府令において、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くこととされている。（消費者委員会では、特定保健用食品の安全性及び効果について審議するため、新開発食品調査部会を設け、その下に置かれた調査会（新開発食品評価第一調査会）において効果について調査審議を行っている。）

現在

消費者委員会

新開発食品調査部会

新開発食品評価
第一調査会

委員構成をそのまま継承

令和6年度～

消費者庁

特別用途表示の許可等
に関する委員会

（許可の妥当性の適否）

食品衛生基準
審議会

報告（食安委のリスク評価結果
を踏まえた妥当性判断の結果）

※安全性（リスク評価）については、引き続き、食品安全委員会に諮問